

# 群馬県スカイランニング協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当会は「群馬県スカイランニング協会」と称する。英文では“Gunma Skyrunning Association”と表示し、“G-SKY”と略称する。

(事務所)

第2条 当会の主たる事務所は、群馬県嬭恋村に置く。

(目的)

第3条 当会は、スカイランニングを通じて、群馬県における山岳文化の普及及び振興並びに 会員相互の支援及び交流を図り、人々の心身の健全な発達と社会の発展に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 当会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)スカイランニングに関する大会等の事業
- (2)スカイランニングに関する競技力・指導力の向上のための事業
- (3)スカイランニングの社会的価値を高めるための事業
- (4)会員の相互交流・支援に関する事業
- (5)前各号に掲げる事業に付帯または関連する事業

2 前項の事業については、主に群馬県内において行うものとする。

(機関の設置)

第5条 当会は理事会を置く。

## 第2章 構成員

(構成員)

第6条 当会の会員は、一般社団法人日本スカイランニング協会の会員のうち群馬県の在住者として登録されている者をもって構成する。

(経費等の負担)

第7条 会員は、会員総会において別に定める入会金及び会費を納期までに納入しなければならない。

2 前項の納期については、理事会において別途定める。

(任意退会)

第 8 条 会員は、他の都道府県協会へ移籍した場合、または一般社団法人日本スカイランニング協会の退会により、当会を自動退会する。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、会員総会の特別決議によって当会員を除名することができる。

- (1)この定款その他の規則に違反したとき。
- (2)当会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3)その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 10 条 第 9 条及び前条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1)会費の納入が納期から継続して1年以上されなかったとき。
- (2)当該会員が死亡したとき。
- (3)当会が解散したとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が第 9 条、第 10 条及び前条の規定によりその資格を喪失したときは、当会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当会は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

(会員名簿)

第 12 条 当会は、会員の氏名、住所、電話番号、メールアドレス等を記載した会員名簿を作成する。

### 第 3 章 会員総会

(会員総会)

第 13 条 当会の会員総会は、定時会員総会及び臨時会員総会とし、定時会員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時会員総会は、必要に応じて開催する。

2 会員総会はこの定款に規定する事項及び理事会において会員総会に付議すると認めた事項について議決をする。

(招集)

第 14 条 会員総会の招集は、理事会の議決により決定し、代表理事が招集する。

2 会員総会の招集通知は、開催日の 1 週間前までに各会員に対して発する。

(決議の方法)

第 15 条 会員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席会員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第 16 条 各会員は、各 1 個の議決権を有する。

(議長)

第 17 条 会員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該会員総会で議長を選出する。

(議事録)

第 18 条 会員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、会員総会の日から 10 年間主たる事務所に備え置く。

## 第 4 章 役員

(役員)

第 19 条 当会は、次の各号の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上 10 名以内

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち、1 名を代表理事とする。

(選任等)

第 20 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は理事会の決議によって理事の中から定める。

3 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

4 他の同一の団体(公益会を除く)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(任期)

第 21 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事は、辞任又は任期満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(理事の職務権限)

第 22 条 理事は、理事会を構成し、この定款に定めるところにより、この会の業務の執行を決定する。

2 代表理事は、当会を代表理事し、その業務を執行する。

3 理事は、代表理事を補佐し、当会の業務を執行する。また、代表理事に事故あるとき又は欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(役員報酬等)

第 23 条 役員はその地位にあることのみをもって給与の支給を受けることはできない。ただし、当会に対する貢献度等を加味したところで、会員総会において相当と認められた場合には、総会の決議により報酬を受けることができる。

2 理事会は、役員に給与の支払いを行うことを相当と判断した場合には、会員総会の議決事項とする。

(取引の制限)

第 24 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、会員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1)自己又は第三者のためにする当会の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにする当会との取引

(3)当会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当会とその理事との利益が相反する取引

(責任の一部免除)

第 25 条 当会は、役員的一般会法第 111 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、会員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

## 第 5 章 理事会

(構成)

第 26 条 当会に理事会を設置する。

2 理事会は、全ての理事で構成する。

(権限)

第 27 条 理事会は、次の各号に掲げる職務を行う。

(1)当会の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)代表理事の選任及び解任

(4)その他法令又は定款に規定する職務

(招集)

第 28 条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、あらかじめ代表理事の指名した順序により、他の理事が理事会を招集する。

3 代表理事が欠けた場合は、理事会は速やかに理事の補充及び代表理事の選任を行う。

4 前項の理事及び代表理事の任期は前任者の任期満了までとする。

(決議)

第 29 条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議について特別の利害関係を有する理事は、その決議に加わることができない。

3 理事が理事会の決議の目的事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 30 条 理事会の議事については、議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名及び押印しなければならない。

## 第 7 章 計算

(事業年度)

第 31 条 当会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び収支予算)

第 32 条 当会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の会員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、会員総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入を得又は支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第 33 条 この定款は、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第 34 条 当会は、会員総会において、総正会員の半数以上であって、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当た

る多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第 35 条 当会が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団会の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる会又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 当会は、剰余金の分配を行わない。

## 第 9 章 委員会

(委員会)

第 36 条 当会の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び有識者のうちから理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 10 章 事務局

(設置等)

第 37 条 当会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

5 事務局の職員の給与に関しては、別途定めることとし、代表理事が理事会の承認を得て決定する。

## 第 11 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 38 条 当会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定めるものとする。

(個人情報の保護)

第 39 条 当会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、個人情報保護法に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める。

## 第 12 章 附則

- 1 当会の最初の事業年度は、当会成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。
- 2 当定款は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。